

問 問い合わせ先 申 申し込み 対 対象者 費 費用 先 先着順で受け付ける定員 申 申し込み多数の場合は抽選する定員 休 休館日 心 心託児、手話通訳などあり。料金表示のないものは無料です（有料広告を除く）

12月4日～10日は人権週間 誰もが自分らしく生きるために人権について考えませんか



ID 1005283 問ダイバーシティ推進課 ☎ 6489-6658 FAX 6489-6661

インターネット上の人権問題などに関する人権法律相談

11月19日(木)午後2時～5時(30分間)、市役所中館7階で、弁護士によるオンライン相談を。市内在住か通勤、在学の人 ☎ 電話かファクス(氏名、ファクス番号を書いて)で尼崎人権啓発協会 ☎ 6489-6815 FAX 6489-6818。審査あり。

街頭啓発キャンペーン

- ◆ 各会場で、さまざまな催しを。
- ◆ **阪急園田駅周辺** 11月30日(土)午前10時～11時。同協会。
- ◆ **阪急武庫之荘駅周辺** 12月2日(月)午後4時～5時。同地域総合センター南武庫之荘 ☎ FAX 6438-5875。
- ◆ **阪急塚口駅北側** 12月4日(水)午前10時～11時。同地域総合センター塚口 ☎ FAX 6423-5266。
- ◆ **阪急塚口駅南側** 12月4日(水)午前11時～正午。同地域総合センター上ノ島 ☎ 6429-7640 FAX 6429-7644。
- ◆ **阪神出屋敷駅北側** 12月5日(木)午後1時30分～3時。同神戸地方法務局尼崎支局 ☎ 6482-7401 FAX 6482-

7402。

特設人権相談所

12月2日(月)午後1時30分～3時30分、市役所中館1階市民相談担当と武庫西生涯学習プラザで、人権擁護委員による相談を。☎ 不要 同支局。

人権問題講演会

◆ **地域総合センター塚口** 12月2日(月)午後2時～3時30分、「いじめられっ子の僕が落語家になったわけ」をテーマに。☎ 不要 同センター。

◆ **中央北生涯学習プラザ** 12月13日(金)午後2時～3時30分、「多文化多民族共生社会を築くために今何が必要か」をテーマに。定員80人 ☎ 11月5日から電話かファクス(氏名、ファクス番号を書いて)で同協会。手話通訳あり。

小学生人権書道の入賞作品展

12月4日～10日午前9時～午後9時(8日(日)は5時まで)、中央北生涯学習プラザで。同支局。

国民健康保険 最後の被保険者証を送付

同 国保年金課①～④ ☎ 6489-6423 ⑤ ☎ 6489-6420 FAX 6489-4811

国の制度改正により、12月2日に国民健康保険被保険者証の新規発行が終了します。今後の取り扱いについてご確認ください。

①最後の被保険者証(水色)を送付 ID 1014260

12月1日付けの最後の被保険者証(水色)を11月中旬に送付します。届かない場合は、国保年金課までお問い合わせください。これまでの被保険者証(黄緑色)は、12月以降使用できませんのでご注意ください。

②12月2日以降の取り扱い ID 1039460

◆ **被保険者証** 最後の被保険者証は、来年7月31日まで使用できます。

◆ **高齢受給者証** 12月2日以降は新しく発行されません。現在の受給者証(今年8月1日更新)は有効期限(来年7月31日か75歳の誕生日の前日)まで使用できます。

◆ **国民健康保険に新規加入する場合** マイナ保険証の有無により、手続きが異なります(詳細は④参照)。

③マイナンバーカードの健康保険証利用 ID 1038050

マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をすると、同カードがマイナ保険証として使用できます。マイナ保険証は、12月以降も医療機関や薬局で使用できます。

◆ **マイナ保険証の登録方法** マイナポータルやセブン銀

行ATMで登録できます。また、市役所南館1階同課で、登録支援を実施しています。いずれも登録には同カードと4桁の暗証番号が必要です。なお、顔認証マイナンバーカードをお持ちの場合は、顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関と薬局でのみ登録できます。

④来年8月1日以降の取り扱い ID 1039460

◆ **マイナ保険証を持っている人** マイナ保険証を利用できない一部の施術所などでも受診できるよう、「資格情報のお知らせ」を来年7月中に送付します(☎ 不要)。なお、受診の際は必ず同お知らせとマイナ保険証を合わせて提示してください。

◆ **マイナ保険証を持っていない人** 被保険者証の代わりとなる「資格確認書」を来年7月中に送付します(☎ 不要)。同確認書には、高齢受給者証の負担割合(2割か3割)も記載されます。

⑤保険料の納付 ID 1012068

保険料の納付方法は口座振替が原則です。キャッシュカードで簡単に手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」やインターネットでの口座振替の受け付けも行っていきます。

日ごろから火の元にご注意を 火災から人命を守ろう

問 ①情報指令課 ☎ 6481-0119 FAX 6482-1995 ②③予防課 ☎ 6481-3964 FAX 6483-5022 ④救急課 ☎ 6481-3966 FAX 6483-5023

①11月9日は119番の日 ID 1039370

消火活動や救急・救助活動は、1分1秒を争う時間との勝負です。119番に電話するときは慌てず、落ち着いて、正確に火事か救急か発生場所(住所や目標となる建物など)患者の年齢・性別・状態——を伝えてください。

②11月9日～15日は秋の火災予防運動 ID 1002979

これからの季節は空気が乾燥し、火災が起こりやすくなります。火災を予防するため、次の「4つの習慣」と「6つの対策」を心掛けましょう。

◆ **4つの習慣** ▷寝たばこは絶対にしない、させない▷ストーブの周りに燃えやすいものを置かない▷こるるを使うときは火のそばを離れない▷コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

◆ **6つの対策** ▷ストーブなどは安全装置の付いた機器を使用する▷住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する▷部屋を整理整頓し、寝具やカーテンな

11月は児童虐待防止推進月間 「虐待かも」と思ったら、ためらわずにご連絡を

ID 1003117 問 とも相談支援課 ☎ 6430-9979 FAX 6409-4298

子どもを虐待から守るためには、社会全体で取り組む必要があります。虐待を受けている子どものさまざまなサインを見逃さず、「虐待かも」と思ったら、匿名でも構いませんのでためらわずにご連絡ください。秘密は厳守します。連絡内容によって責任を問われることはありません。

◆ **子どものサイン** ▷泣き声やたたかれる音などがする▷不自然な傷やあざがある▷季節や体に合っていない服装をしている▷家へ帰りがたがらない▷頻りに家の外へ出されている▷食べ物への執着が強い——など。

◆ **親の様子** ▷夫婦げんかが多い▷よく大声で怒鳴っている▷家の周りが乱雑で汚れている▷子どもを放置して外出している▷泣いている子どもを放置している▷家にいる

入居者を募集 子育て若年世帯向け(市営住宅のリノベーション)住宅

ID 1039508 同 尼崎市営住宅北部管理センター 〒661-0012 南塚口町2丁目12-18 塚口若松ビル2階 ☎ 4961-6300 FAX 6421-2120 尼崎市営住宅南部管理センター 〒660-0052 七松町1丁目2-1-401-D ☎ 6411-1151 FAX 6411-1152

子育て世帯が暮らしやすいよう改修した市営住宅(①上坂部住宅〈上坂部2丁目〉②昭通2丁目改良住宅〈昭通2丁目〉)の入居者を募集します(各1戸)。家賃は月額約8万円(別途共益費が必要)。申し込み多数の場合は抽選。☎▷中学生までの子どもがいる▷夫婦の年齢の合計が

どは防災品を使用する▷消火器などを設置し、使い方を確認する▷高齢者や身体の不自由な人は避難経路・方法を常に確保しておく▷訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

③老朽化消火器のリサイクル回収 ID 1002983

11月6日(水)午後1時30分～3時30分、中・東・西・北消防署、武庫・園田分署で、家庭にある使用期限の切れた消火器(エアゾール式簡易消火器などを除く)を回収します。¥1本1000円。リサイクルシール付きの消火器は1本500円 ☎ 不要。なお、三和分署と常光寺・大庄・塚口出張所では回収しませんので、ご注意ください。

④親子で救命講習 ID 1039492

11月24日(日)午前10時～11時30分、北消防署で、子どものけがや事故の応急処置などを学ぶ講座を。市内在住か通勤、在学の人 定員30人 ☎ 11月5日～15日に電話かEメール(住所、氏名、電話番号を書いて)で救急課。

かどうか分からない——など。

	受付日時	連絡先
とも相談支援課	平日午前9時～午後5時30分	☎ 6430-9979 FAX 6409-4298
児童相談所全国共通ダイヤル	終日	☎ 189(一部のIP電話からは利用できません)

各警察署では終日相談を受け付けています

オレンジリボンフェスタ 出会う、笑って、つながって!

11月16日(土)午前10時～午後3時、立花南生涯学習プラザで、市内の子育て関連団体によるステージ発表や飲食・遊びのブース出店など、親子で楽しめるイベントを開催します。☎ 不要 同 社会福祉協議会 ☎ 4950-8862 FAX 4950-8913。



各記事に掲載しているIDをホームページの「市報ID・ページ番号検索」に入力すると、詳細などが分かります

問 問い合わせ先 申 申し込み 対 対象者 費 費用 先 先着順で受け付ける定員 申 申し込み多数の場合は抽選する定員 休 休館日 託 託児、手話通訳などあり。料金表示のないものは無料です（有料広告を除く）

あなたの1票は未来をつくる1票です 兵庫県知事選挙と兵庫県議会議員補欠選挙

1004467 関市選挙管理委員会 ☎ 6489 - 6774 📠 6489 - 6767

11月17日(日)は兵庫県知事選挙と兵庫県議会議員補欠選挙の投票日です。投票時間は午前7時～午後8時。

選挙のお知らせ

選挙のお知らせは投票の日や場所などを通知するものです。世帯員全員分を封筒に入れて住民票の所在地に郵送します。選挙のお知らせを持っていなくても本人確認ができれば投票できます。

投票できる人

投票するには本市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。今回の選挙で名簿に登録されているのは平成18(2006)年11月18日までに生まれた(投票日現在18歳以上)▷同知事選は今年7月30日・同補欠選挙は今年8月7日までに本市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に住んでいる一人です。

また、県内へ転出した人は市区町の長が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です。

選挙公報 1004472

告示日以降、市内の全世帯に配布するほか、市役所中館1階市民相談担当や各生涯学習プラザ・サービスセンターなどにもあります。

また、「点字あまがさき」や「声の広報」を送付している人などには、点字版かデジ版で送付します。これら以外で送付を希望する視覚障害のある人は、県選挙管理委員会(☎078-362-3101)へお問い合わせください。

期日前投票 1025345

投票日に仕事などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。選挙のお知らせの裏面の宣誓書を記入し、持参してください。期日前投票所の場所などは、右上表の通り。

なお、施設の開館状況などに応じて投票時間を変更する

ことがあります。

場所	日時
市役所南館1階ロビー・塚口さんさんタウン2番館2階	同知事選 11月1日～16日 午前8時30分～午後8時
	同補欠選挙 11月9日～16日 午前8時30分～午後8時
道意第六福祉会館(道意町6丁目)	同知事選・同補欠選挙 11月11日～16日 午前9時～午後5時
あまがさきキューズモール1階パラエティマーケット	同知事選・同補欠選挙 11月11日～16日 午前10時～午後8時

不在者投票 1004470

◆**仕事などで遠方に滞在している場合** 投票日当日の投票や期日前投票ができない場合、国内の滞在地の選挙管理委員会で投票できます。

◆**不在者投票ができる指定病院などに入院・入所している場合** 入院・入所している施設内で投票できます。

◆**身体に重度の障害があるなどの場合** 身体に重度の障害がある人(制限あり)や介護保険の要介護5に認定されている人は、自宅などから「郵便等による不在者投票」や「代理記載制度」が利用できます。その場合、「郵便等投票証明書」が必要です。

代理・点字投票 1004471

心身の障害やけがなどがあり、文字が書けない人は、投票所で係員が代理で記載して投票することができます。また、各投票所には標準点字器と車いすに座ったまま投票できる投票記載台を備えています。

投票所の変更 1004450

一部の区域で投票所を変更しました。指定の投票所は選挙のお知らせに記載していますのでご確認ください。

生活安全課から

自動録音機能付き電話機などの購入費用を補助・自転車に新たな罰則

生活安全課 ☎ 660 - 8501 【住所不要】 ☎ 6489 - 6502 📠 6489 - 6686

自動録音機能付き電話機などの購入費用を補助 1030502

着信前自動警告機能と自動録音機能のある固定電話機などを購入する費用を補助します。上限額は、固定電話機は1万円・外付け録音機は5000円。予算額に達し次第終了。

📠令和5(2023)年12月13日以降に対象機器を現金かクレジットカードで一括購入した市内在住の65歳以上の人 申来年1月31日(必着)までに所定の用紙などを直接か郵送、ファクス、Eメールで市役所中館8階生活安全課。



自転車の「ながらスマホ」や酒気帯び運転などに新たな罰則 1005372

道路交通法の改正により、11月1日から、自転車運転中の「ながらスマホ」や酒気帯び運転とそのほう助に、新たな罰則が科されます(ながらスマホは最大1年以下の懲役か30万円以下の罰金、酒気帯び運転は最大3年以下の懲役か50万円以下の罰金)。自転車のルールを守って、安全に運転しましょう。



手続きや免除制度など 国民年金制度を紹介

1002812

関①③⑤国保年金課 ☎ 6489 - 6428 📠 6489 - 6417 ②④尼崎年金事務所 ☎ 6482 - 4591 📠 6482 - 1438

国民年金は、国内に住む20～59歳の人が全員加入しなければならない社会保険制度です。忘れずに納付しましょう。

①手続きを忘れずに

就職・退職・結婚などによって加入する種類が変わります。厚生年金に加入している人(第2号被保険者)とその被扶養配偶者(第3号被保険者)は職場を通じて届け出ますが、退職した場合(第2号被保険者に扶養される人を除く)や被扶養配偶者でなくなった場合などは、個人が市役所で第1号被保険者となる手続きをしなければなりません。この手続きを忘れると年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなったりすることがあります。

②保険料未納の場合

滞納している国民年金保険料について納付催告を行っても納付意思のない人に対しては、法に定める強制徴収を実施します。開始されると延滞金が課されるほか、本人・配偶者・世帯主の財産が差し押さえられる場合があります。

③納付が困難な場合 1002825

◆**申請免除・納付猶予制度** 経済的な理由などで保険料を納めることができない場合、保険料の申請免除・納付猶予制度があります。申請免除制度は、本人・配偶者・世帯主(納付猶予制度は本人と配偶者)の所得により利用できな

表彰しました

尼崎市民の警察官賞・地域のための防犯活動団体賞・交通安全功労者等

1023171 生活安全課 ☎ 6489 - 6502 📠 6489 - 6686

各受賞者は次の通り(敬称略)。

尼崎市民の警察官賞

市内の警察署に勤務する警察官の功績をたたえるものです。



尼崎南警察署
交通課
鹿毛一廣



尼崎東警察署
交通課
豊田寛



尼崎北警察署
刑事第一課
黒石雅之

地域のための防犯活動団体賞

地域で防犯パトロール活動などに貢献した団体に贈られます。

西大島社協
防犯グループ



いことがあります。納付猶予制度は、20～49歳の第1号被保険者が対象です。

◆**学生納付特例制度 1002826** 大学(院)・短大・高等専門学校・専修学校などの学生で、前年の所得が一定額以下の人は申請すると保険料の納付が猶予されます。

いずれの制度も免除・猶予期間は老齢基礎年金受給資格要件の期間(10年以上)に算入されますが、支給される年金額は全額納付した場合に比べると減額されます。また、承認期間から10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。

なお、障害や死亡など不慮の事故が起こった場合、一定の納付要件を満たせば免除や猶予期間中でも満額の障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

④2年前納のご利用を 1002824

割引額の大きな2年前納を受け付けています。2年前納には条件がありますので、お問い合わせください。

⑤任意加入制度 1002813

60歳以上で老齢年金の受給資格を満たさない人や受給金額の増額を希望する場合は、任意加入制度があります。任意加入には条件がありますので、お問い合わせください。

交通安全功労者等

交通事故防止のため、交通安全指導や交通安全思想の普及に貢献した人・団体に贈られます。

◆**交通安全功労者** ビューテック(株)西日本事業所、豊田守、塚尾伸治、潮小学校PTA。

◆**交通安全優良運転者** 島田壯八郎、芝軒義一、表孝夫。

◆**交通安全優良事業所** ネットトヨタゾナ神戸(株)尼崎オフィス、尼ヶ崎企業(株)杭瀬自動車学校、(株)エーデルワイス。



問 問い合わせ先 申 申し込み 対 対象者 費 費用 先 先着順で受け付ける定員 申 申し込み多数の場合は抽選する定員 休 休館日 託 託児、手話通訳などあり。料金表示のないものは無料です(有料広告を除く)

表6 一般行政職員の平均給料月額など

区分	平均給料月額	平均年齢	ラスパイレース指数※	
尼崎市	令和5年度	30万8068円	41.3	97.8
	令和6年度	31万 447円	41.3	-
中核市	令和5年度	31万8629円	42.1	99.2
国	令和5年度	32万2487円	42.4	-

各年度4月1日現在。※国の給料との比較に用いる指数で、国を100とした場合の本市の給料月額の水準を示すもの

表8 諸手当

区分	尼崎市	国	
扶養手当	制度内容	国と同じ	配偶者=6500円※1、子=1万円※2、父母など=6500円※1
	支給職員1人当たりの平均月額	22万5634円	公表していません
住居手当	制度内容	借家=上限2万7000円、持ち家=支給なし。いずれも市外から転入する職員には最長3年間1万円を加算	借家=上限2万8000円、持ち家=支給なし
	支給職員1人当たりの平均月額	29万8057円	公表していません
地域手当	制度内容	10%	10% (尼崎市内の官署の場合)
	支給職員1人当たりの平均月額	38万2069円	公表していません

1人当たりの平均月額額は令和5年度普通会計決算を基に算出。※1局長級は0円。部長級は3500円※216～22歳の子ども1人につき5000円加算

表10 市長等の給与状況

	市長	副市長	教育長	常勤監査委員
給与月額	117万7000円	94万2000円	80万5000円	65万8000円
期末手当	563万1944円	450万7470円	385万1924円	324万3940円
年収	1975万5944円	1581万1470円	1351万1924円	1113万9940円

令和6年4月1日現在の額で算定

表7 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	26万 796円	33万3035円	40万1076円
	高校卒	23万7900円	-	36万9260円
技能労務職	高校卒	-	-	33万2122円
	中学卒	-	-	32万7500円

令和6年4月1日現在

表9 退職手当

区分	尼崎市	
	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	国と同じ	
勤続25年		
勤続35年		
最高限度		
定年前の早期退職の特例措置		
1人当たりの平均支給額	860万4256円	
区分	国	
	自己都合※	応募認定・定年※
勤続20年	19.7月分	24.6月分
勤続25年	28.0月分	33.3月分
勤続35年	39.8月分	47.7月分
最高限度	47.7月分	47.7月分
定年前の早期退職の特例措置	2～45%加算	
1人当たりの平均支給額	公表していません	

1人当たりの平均支給額は令和5年度普通会計決算を基に算出。※小数第2位を四捨五入しています

	議長	副議長	議員
報酬月額	79万7000円	71万7000円	64万 円
期末手当	381万3644円	343万 844円	306万2400円
年収	1337万7644円	1203万4844円	1074万2400円

お知らせします 本市職員の人事や給与の状況

☎ 1007499 問 給与課 ☎ 6489 - 6181 ㊟ 6489 - 6185

この公表は、「尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本市の職員数や職員の給与など人事行政の運営状況を皆さんにお知らせし、その公正性と透明性を高めるものです。

なお、ホームページで本誌の内容に加えて、職員の勤務条件やサービスの状況、公平委員会の業務の状況など、人事行政全般について公表しています。

職員数

全庁的な事務の見直しや業務の委託化により、職員数の適正化に努めています。職員数は令和6(2024)年4月1日現在で、3255人です(表1～3)。

職員の人件費

職員の給与は、基本となる給料と扶養・住居・通勤手当などの諸手当で構成され、職務内容などに応じて支給しています。給与の内容は、市議会で議決された「尼崎市職員の給与に関する条例」(以下「給与条例」という)で定めています。

◆人件費の決算の状況 上・下水道やボートレースなど公営企業会計などを除いた令和5(2023)年度(令和5年

4月1日～6年3月31日)普通会計決算で見ると、市長・副市長などの特別職に支給する給料、報酬などを含む人件費の総額は約288億円(前年度約298億円)で、歳出額の12.9%(前年度13.3%)を占めています。

また、再任用職員を含めた職員1人当たりの年間平均給与額は約641万円(前年度約625万円)です(表4・5)。

◆給料の状況 職員の給料月額は、給与条例などに定める給料表によって決まっています。給料表には、行政職、技能労務職、医療職、教育職、消防職、企業職などの種類があります(表6・7)。

◆諸手当の状況 退職手当を含めた諸手当については国家公務員の支給内容に準じていますが、住居手当は一部、取り扱いが異なります(表8・9)。

令和5年度の期末・勤勉手当(民間企業におけるボーナスに相当)は、年間4.5月分(国も同様)を支給しました。

◆給与適正化への取り組み 平成19(2007)・28(2016)年度に給料水準を引き下げたほか、年功的な給与上昇を抑制するなど、民間賃金水準との均衡を考慮した職員給与の適正化や役員構造の見直しなどを計画的に進めています。

表1 級別などの職員数

区分	計	男性	女性
常勤	3255	2100	1155
	33	▲4	37
局長級	18	16	2
	2	0	2
部長級	63	58	5
	0	1	▲1
課長級	206	169	37
	6	0	6
課長補佐	25	17	8
	▲2	▲2	0
係長級	708	530	178
	10	18	▲8
主任	203	194	9
	10	11	▲1
作業長など	38	38	0
	▲2	▲2	0
作業主任	26	18	8
	0	0	0
一般職	1844	956	888
	38	▲7	45
再任用	124	104	20
	▲29	▲23	▲6

区分	計	男性	女性
再任用短時間	41	32	9
	▲13	▲7	▲6

上段は令和6年4月1日現在。下段は令和5年4月1日現在からの増減数です(▲はマイナス)

表2 部門別職員数

区分	常勤	再任用短時間			
議会	19	2	1	0	
総務企画	459	0	5	▲5	
税務	121	6	0	0	
民生	685	25	5	▲3	
衛生	409	1	2	0	
労働	8	0	0	0	
農林水産	10	▲1	0	0	
商工	23	0	0	0	
土木	247	5	7	0	
小計	1981	38	20	▲8	
特別行政	教育	468	▲7	6	▲3
消防	455	7	9	▲3	
小計	923	0	15	▲6	
公営企業等会計	上水道	106	▲7	3	1
下水道	78	2	0	0	
その他	167	0	3	0	
小計	351	▲5	6	1	
合計	3255	33	41	▲13	

左欄は令和6年4月1日現在。右欄は令和5年4月1日現在からの増減数です(▲はマイナス)

表3 年齢別職員数

区分	10～20代	30代	40代
職員数	547	1061	535
割合	16.8%	32.6%	16.4%
区分	50代	60歳以上	
職員数	917	195	
割合	28.2%	6.0%	

令和6年4月1日現在。割合は小数第2位を四捨五入しています

表4 人件費(普通会計決算)

年度	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
令和4年	2242億9975万円	298億4013万円	13.3%
令和5年	2242億 228万円	288億3070万円	12.9%

人件費には投資的経費に分類される職員の人件費を含みません。1万円未満を四捨五入しています

表5 職員の給与費(普通会計決算)

年度	給与費				職員1人当たりの給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
令和4年	106億 1636万円	35億 2339万円	43億 6488万円	185億 463万円	624万 9453円
令和5年	107億 567万円	33億 6445万円	46億 5858万円	187億 2870万円	641万 3938円

退職手当を含みません。1万円未満を四捨五入しています。1人当たりの給与費は決算額を各年度4月1日現在の普通会計の職員数で割ったもの

有料広告欄

※こちらには有料広告を掲載しています

各記事に掲載しているIDをホームページの「市報ID・ページ番号検索」に入力すると、詳細などがわかります